

簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計急変世帯分】

○「住民税非課税世帯等支援給付金(追加)申請書」と併せてご提出ください。

1 下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

2 収入申告書(申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」)に記入した者全員について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が 扶養する者 の数 ①	令和5年度 住民税 課税状況 ②	申請日における 障害者控除 等の適用状況 ③	収入の減少 のあった 年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 (【D】×12) ⑥	非課税相当判定 ※市で記入 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入・ 不動産収入 【B】	公的年金等 収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	非課税
	月				円	円	円	円		
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	非課税
	月				円	円	円	円		
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	非課税
	月				円	円	円	円		
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	非課税
	月				円	円	円	円		
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和 年	収入合計額 A+B+C=【D】			円	非課税
	月				円	円	円	円		

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- ② 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合、未成年者の場合に、チェック☑してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年11月から令和6年5月までの任意の1か月を選択してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年11月から令和6年5月までの任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類のコピーをご提出ください。
事業収入・ 不動産収入	※事業収入、不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類のコピーをご提出ください。
公的年金等収入	※公的年金等収入(非課税除く)がある場合に、1か月分の収入相当額をご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類のコピーをご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を1.2倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当判定」の目安(収入が「給与のみ」又は「公的年金等のみ」の方は、下表から判定できます。)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額		
	(給与のみ)の場合	(公的年金等のみ)の場合 ※65歳未満	(公的年金等のみ)の場合 ※65歳以上
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円	98.0万円	148.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	137.8万円	147.0万円	192.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	168.0万円	184.4万円	220.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	209.7万円	221.7万円	248.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	249.7万円	259.0万円	276.8万円
障害者、未成年者、寡婦 、ひとり親の場合	204.3万円	216.5万円	245.0万円

※障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合、この額を超えるとき(被扶養者3名以上のとき)は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

※給与収入(55万円を超える額)と公的年金等収入(65歳未満:60万円を超える額、65歳以上:110万円を超える額)の両方がある方、事業収入、不動産収入がある方は、所得による判定が必要となりますので、引き続き裏面を記入してください。

3 所得申告書

(給与収入と公的年金等収入の両方がある方、事業収入がある方、不動産収入がある方は、必ずこちらにも記入してください。)

	(フリガナ)	【収入】 年間収入見込額 ⑥	【控除】			【所得】 年間所得見込額 ⑪	非課税相当判定 ※市で記入 ⑫
	氏名		給与所得控除額 ⑧	事業収入・不動産収入の経費 ⑨	公的年金等の控除額 ⑩		
1		円	円	円	円	円	非課税 課税
2		円	円	円	円	円	非課税 課税
3		円	円	円	円	円	非課税 課税
4		円	円	円	円	円	非課税 課税
5		円	円	円	円	円	非課税 課税

(記入上の注意)

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 60万円超130万円未満 → 60万円
 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 : 110万円超330万円未満 → 110万円
 : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

$$\text{⑤年間所得見込額} = \text{⑥年間収入見込額} - (\text{⑧給与所得控除額} + \text{⑨事業収入等の経費} + \text{⑩公的年金等控除})$$

⑫「非課税相当判定」の目安

※下の早見表は、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応するものです。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※この額を超える場合(被扶養者3名以上のとき)は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用